

1 業務名

「エシカル甲子園2023」の開催に係る委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務の目的、趣旨

持続可能な社会づくりに挑戦する若者を育成するため、エシカル消費の推進や実践を行う高校生等が、日頃の取組の成果や今後の展望等について発表する場を設け、消費者市民社会の実現に積極的に参画しようとする気運を高める。また、エシカル消費に関する探究的な学びに高校生等が主体的に取り組む活動を支援するとともに、各校による取組発表を全国に向けて広く発信し、エシカル消費の普及を促進することを目的とした「エシカル甲子園2023」を開催することとしており、開催に係る以下の業務を実施する事業者を募集する。

4 「エシカル甲子園2023」の概要

(1) 日 程 (案)

令和5年12月25日（月）前日リハーサル

午後3時から午後6時まで リハーサル

令和5年12月26日（火）本選当日

午前9時から午前9時20分まで 打ち合わせ

午前9時30分から午前9時50分まで 開会行事

午前10時から正午まで 発表

正午から午後零時50分まで 昼食

午後零時50分から午後1時50分まで 次点校によるポスター発表

午後2時から午後2時50分まで 参加者によるパネルディスカッション

（正午から午後2時50分まで 物販イベントを同時開催）

午後3時から午後3時40分まで 閉会行事（表彰、講評）・記念撮影

(2) 場 所

徳島グランヴィリオホテル

(3) 本選出場校

8校（全国ブロック代表校6校、開催県代表校1校、審査委員特別枠校1校）

(4) 次点校

7校（全国ブロック次点校6校、開催県次点校1校）

(5) 参加者

本選出場校、次点校、審査委員、一般観戦者を含めて200名程度

(6) 開催方式 (案)

本選では、予選審査を経て選出された8校がプレゼンテーション発表、審査委員との質疑応答を行い、審査委員会によって表彰校が決定される。午後からのイベントでは①「次点校によるポスター発表」では次点校7校が発表を行い、観戦者の投票により表彰校が決定される。②「物販」では参加校や一般事業者による物販を行う。③「参加者によるパネルディスカッション」ではパネリス

トと高校生、大会OB・OGとの交流を行う。本選出場校・次点校は会場参加のほか、オンラインでの参加も可能。10名の審査委員についても会場参加のほか、オンラインでの参加も可能。

5 業務内容

受託者は「エシカル甲子園2023」の開催に当たり、以下の業務を行うこととする。

(1) 本選の運営

本選について、本選出場校、次点校、審査委員がオンライン参加する場合も含めて運営を行う。

(2) 物販の企画提案・運営

物販時の装飾等必要な物品の準備や会場の配置などについて企画提案する。詳細については会場担当者及び県と協議を行う。また、物販の様子を動画配信する。

(3) ポスター発表の運営

ポスター発表時の装飾等必要な物品の準備や会場の配置などについて企画提案する。詳細については会場担当者及び県と協議を行う。また、ポスター発表の様子を動画配信する。

(4) パネルディスカッションの運営

パネルディスカッションの様子を動画配信するとともに、パネリストと参加校との質疑応答等、交流を図れるようにする。

(5) 審査委員会の運営

審査委員による協議がオンラインとなった場合、対応できることとする。このとき本選とは分けて運営を行う（物販、ポスター発表と同時に実施）。

(6) 本選当日の運営に係る諸条件

- ・本選出場校・次点校・審査委員と会場との接続テストの実施など必要な事前準備を行うこと。
- ・通信環境等にトラブルが発生した場合、即座に対応できる体制を整えておくこと。

(7) 本選当日の動画配信及び会場別室での配信

本選の様子をストリーミング配信等により、ライブ配信する。また、同時に会場の別室で配信を行う。

(8) 大会特設ウェブサイトの作成

県との協議の上、大会特設のウェブサイトを作成し、大会の広報を行う。

(9) ポスター発表の投票及び集計

「エシカル甲子園記念大会特別賞」を選定するために、ポスター発表の投票及び集計（会場参加者のみ）の方法を提案・運営する。詳細については県と協議を行う。

(10) 記録用動画の録画、編集業務

記録用動画を録画し、広報用動画へと編集を行うこと。広報用動画は1分、5分、30分の3種類を作成する。

(11) 記念撮影

閉会行事後に、本選参加校、次点校、審査委員等の記念写真を行う。

(12) 大会プログラム（本選当日配布）の作成

本選出場校の取組紹介と全参加申込校を紹介するプログラム（A4、フルカラー、40ページ程度の冊子）を900部程度作成する。

(13) 大会広報スライド・動画の作成

全参加申込校から提出されたプロフィールシート（A4、1枚）を使用して、開会行事前、昼食時に投影する大会紹介スライドを作成する。また、これまでの大会を振り返る動画を作成し、広報するとともに本選当日に上映する。

(14) 大会広報ポスター、チラシの作成

本選出場校決定後に広報する大会ポスター（A2サイズ） 600枚程度

チラシ（A4サイズ） 3500枚程度
その他掲示ポスター（A1サイズ） 10枚程度

(15) 上記以外の独自の提案

本大会の趣旨を広めたり、本選を盛り上げたりするための企画や手法の提案を行うこと。

6 特記事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、内容等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- (5) 当該業務内容の変更等に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者との協議で決定する。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らし、又は当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了又は解除された後についても同様とする。
- (8) 取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (9) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (10) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (11) 業務計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨の届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。
- (12) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議すること。
- (13) 本業務を実施する上で必要な資料、画像、映像等については、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (14) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属すること。
- (15) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和11年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。